

明和都市計画特定用途制限地域の決定（明和町決定）

明和都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種類	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 （産業集積地区）	（建築物） <ul style="list-style-type: none"> ・住宅（地区内に立地する工場の管理人のためのものを除く。） ・住宅以外の用途（工場を除く。）を兼ねる住宅 ・共同住宅、寄宿舍等（地区内に立地する工場の従業員のためのものを除く。） ・物品販売業を営む店舗、飲食店 ・ホテル、旅館 ・ボーリング場、ゴルフ練習所等 ・カラオケボックス等 ・マージャン屋、ぱちんこ屋等 ・劇場、映画館等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等 ・幼稚園、小学校 ・中学校、高等学校、大学、専修学校等 ・図書館等 ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設等 ・自動車教習所 ・病院 ・畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの 	
特定用途制限地域 （特定沿道地区）	（建築物） <ul style="list-style-type: none"> ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等 ・畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの ・原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの（自動車修理工場を除く。） ・危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場、ある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が多い施設、多い施設 	

	<p>(工作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの(鉱物、岩石等の粉砕、レディミクストコンクリートの製造等で原動機を使用するものに限る。)、あるもの(アスファルト、コールタール等を原料とする製造を行うものに限る。) 	
<p>特定用途制限地域 (幹線沿道地区)</p>	<p>(建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等で床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ・事務所等で床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等 ・畜舎で床面積の合計が 15 m²を超えるもの ・原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 150 m²を超えるもの(自動車修理工場を除く。) ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場、ある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設、多い施設 <p>(工作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの(鉱物、岩石等の粉砕、レディミクストコンクリートの製造等で原動機を使用するものに限る。)、あるもの(アスファルト、コールタール等を原料とする製造を行うものに限る。) 	
<p>特定用途制限地域 (居住環境地区)</p>	<p>(建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等で床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの ・事務所等で床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの ・ホテル、旅館 ・ボーリング場、ゴルフ練習所等 ・カラオケボックス等 ・マージャン屋、ぱちんこ屋等 ・劇場、映画館等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等 ・倉庫業を営む倉庫 ・畜舎で床面積の合計が 15 m²を超えるもの ・原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 500 m²を超えるもの 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、やや多い工場、ある工場 ・自動車修理工場で作業場の床面積の合計が 50 m²を超えるもの ・危険物の貯蔵・処理施設 <p>(工作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの(鉱物、岩石等の粉碎、レディミクストコンクリートの製造等で原動機を使用するものに限る。)、あるもの(アスファルト、コールドタール等を原料とする製造を行うものに限る。) 	
<p>特定用途制限地域 (田園居住地区)</p>	<p>(建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等で床面積の合計が 500 m²を超えるもの ・事務所等で床面積の合計が 500 m²を超えるもの ・ホテル、旅館 ・マージャン屋、ぱちんこ屋等 ・劇場、映画館等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等 ・倉庫業を営む倉庫 ・原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 500 m²を超えるもの(危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、やや多い工場に限る。) ・危険性や環境を悪化させるおそれがある工場 ・自動車修理工場で作業場の床面積の合計が 300 m²を超えるもの ・危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設、多い施設 <p>(工作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させるおそれがあるもの(アスファルト、コールドタール等を原料とする製造を行うものに限る。) 	<p>ただし、保安林の区域については、特定用途制限地域の区域から除く。</p>
<p>特定用途制限地域 (斎宮跡地区)</p>	<p>(建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅、寄宿舎等 ・店舗等で床面積の合計が 500 m²を超えるもの ・事務所等で床面積の合計が 500 m²を超えるもの 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館 ・ボーリング場、ゴルフ練習所等 ・カラオケボックス等 ・マージャン屋、ぱちんこ屋等 ・劇場、映画館等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等 ・中学校、高等学校、大学、専修学校等 ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設等 ・自動車教習所 ・病院 ・倉庫業を営む倉庫 ・原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m²を超えるもの ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、やや多い工場、ある工場 ・自動車修理工場で作業場の床面積の合計が 150 m²を超えるもの ・危険物の貯蔵・処理施設 <p>(工作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの(鉱物、岩石等の粉砕、レディミクストコンクリートの製造等で原動機を使用するものに限る。)、あるもの(アスファルト、コールタール等を原料とする製造を行うものに限る。) 	
--	--	--

※制限すべき特定の建築物等の用途の詳細については、「明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」において定める。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

明和町では、以下の事項を主目的とした特定用途制限地域の指定を行うことにより、良好な住環境の保全や活力ある都市づくり等を阻害する建築物の立地を制限する。

明和都市計画特定用途制限地域の都市計画決定の主な目的

- ・ 既存の大規模集客施設周辺など、拠点的地区への都市機能の集約化による都市の利便性向上
- ・ 既存の工業団地を中心とした産業集積による地域活力の維持・向上
- ・ 幹線道路沿道における、周辺地域の利便性向上や環境保全を考慮した適正な土地利用
- ・ 斎宮跡周辺など、都市における良好な風致の維持
- ・ 住宅地・集落地における良好な住環境の保全

※詳細は、別添理由書のとおり